

愛知県プレミアム付宿泊券・観光券 利用可能施設募集要項

この券は、県内外の観光客向けに販売されるもので、地域の住民の方々に販売される商品券ではありません。観光客の誘致に取り組む施設さまの登録をお待ちしております。

宿泊施設

観光施設

飲食店

土産物店

愛知県では、国の交付金を活用し、プレミアム付宿泊券・観光券を発行し、観光客の誘致と観光消費の拡大を図ります。については、両券の利用可能施設を募集しますので、ふるってご応募ください。

■プレミアム付宿泊券・観光券の概要

	宿泊券	観光券
額面(売価)	5,000円(2,500円)	1,000円(750円)
発行枚数	16万枚	40万枚
販売方法	インターネット・スマートフォン・ハガキにより購入申込を受付後、抽選を行い、当選者に発送。ただし、観光券は、宿泊施設のフロント等でも販売予定。	
利用可能施設	登録した宿泊施設 宿泊代及び宿泊代と同時に精算する追加飲食代・館内利用料等に利用可能。	登録した観光施設・飲食店・土産物店 入場料、体験料、飲食代、物品購入費、宿泊施設の日帰りプラン等で利用可能。
利用制限	1回1施設の宿泊につき、一人2枚まで	特になし
利用期間	平成27年9月1日(火)～平成28年1月31日(日)	
その他	換金不可、払戻し不可、釣銭なし、キャンセル料への充当不可、再発行不可、転売禁止	

■利用可能施設としての登録条件

宿泊施設	観光施設・飲食店・土産物店
<ul style="list-style-type: none">愛知県内に存すること。旅館業法第2条第2項から第4項に規定する営業許可など、当該施設を運営する上で必要な許可を得ていること。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定される施設でないこと。愛知県暴力団排除条例を遵守すること。	<ul style="list-style-type: none">愛知県内に存すること。飲食店については、食品衛生法第52条に規定する営業許可など、当該施設を運営する上で必要な許可を得ていること。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定される施設でないこと。愛知県暴力団排除条例を遵守すること。

■登録にあたってのルール

- 毎月5日までに前月末までに着券した券と請求書を事務局に簡易書留で返送していただいたあと、事務局から毎月末までに、返送枚数に応じた金額を指定された口座に振り込みます。
- 送客手数料等は不要ですが、**券の返送に係る郵送費及び振込手数料は、登録施設側の負担となります。**
- 宿泊券・観光券とも、自社商品・サービスの購入には充てられません。また、自社が利用するための物品・サービス等の調達に充てることもできません。不正があった場合、登録を取り消すことがあります。
- 登録施設には、後日、マニュアルとステッカーをお送りします。
- 宿泊券・観光券の両方の利用可能施設になることを希望する場合は、それぞれの申請書をご提出ください。

■登録申請の受付

平成27年7月1日(水)～15日(水)

ただし、締切後も受付可能です。締切後の受付の場合、ホームページには掲載されますが、チラシに掲載されません。

ホームページからの申請が便利です。

<https://aichi-premium.jp/store/top>

(ID: aichi-premium PW: ptTwZJBX4k)

または、申請書をFAX.052-232-6749へ

お申し込み・お問い合わせは

あいち旅行券事務局

プレミアム付宿泊券・観光券セクション

TEL.052-232-6753

名古屋市中区栄2-11-30 (株)日本旅行内

本事業は、愛知県からの委託により、株式会社日本旅行が実施しています。